

ドイツ騎士団国家の終末

今来, 陸郎

<https://doi.org/10.15017/2320110>

出版情報 : 史淵. 93, pp.85-108, 1964-07-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



ドイツ騎士団国家の終末¹⁾

今 来 陸 郎

- (一) はじめに
- (二) 等族との対抗関係
- (三) 領邦国家への傾斜
- (四) 一五二五年の変革（マルチン・ルッターとの出会い）——世俗公領への転回
- 五 むすび

(一)

「およそ社会団体（ゲノッセンシャフト）はそれぞれ特有の理念によつて支えられているものであり、その理念の目的が民衆のつよい倫理要求と矛盾しないときにのみ存続することができる。社会団体は、それが依つて立つ原理をかえることはできないし、新しいものを学びとること、みずからを若返らせることも難しい。社会団体がその原理を人々につたえるときの狂熱は、個々人の創造力を超えて強力、恐るべきものがあり、団体の支配もまたおどろくほど執拗、偏狭であるが、ひとたびそれが傾けば、無限の底に顛落して、悲惨な存在となる。なぜなら、社会団体の支配の衰頹は、民衆の無関心、反撥、輕侮、憎惡を身にうけて弱点を暴露するからである。このことは中世の教会、神聖ローマ帝国、ギルド組合、ハンザ同盟、ドイツ騎士団にひとしくあてはまる。」

これはG・フライタークが「ドイツの過去の諸相」の中で述べていることばである。⁽²⁾まことに中世の社会団体が時代の変遷、その価値体系の崩壊に適応することは困難であり、衰頹、顛落は避けがたい運命である。ドイツ騎士団 *Deutscher Orden* のプロイセンにおける活動は、異教徒征服とキリスト教化を目的とした十字軍理念によつて支えられた。その理念に立つとき、騎士団はつねに新しい同志の騎士を包擁しえて、活動的であり、新鮮、健康であつた。ドイツ騎士団がプロイセンで事業を始めたのは十三世紀前半であるが、十四世紀にバルト海沿岸諸地域において征服と教化の業を完了したとき、すでに騎士団はその目標理念を喪失して、内部は硬化し、自壊の兆さえ見えた。目標理念を失つた騎士団の兄弟たちの哀れさについて、騎士団内部の文献である最古の総監督年代記でさえも、こう述べて嘆く。

「騎士団の古い人たちが生存した時代、かれらは神の命をかたく守り、神の愛への確信を抱いた。それゆえかれらは敵に打ち勝つた。だがその後、かれらは神への愛を失い、正しい生活を送ることに不熱心となつた。祖先が信仰と正義のために異教徒との戦いに血をながし、命をすてたこと、神がプロイセンとリヴァンドをかれらに与え、今日までその土地を持ちこたえさせ、住民を騎士団に従わせられたこと、それらのことをかれらは知らない。だから神はこの国土にさまざまの災厄をくだし、かれらに多くの敵と日々にもまた年々に戦わせられたのだ。すべての者は知るべきである。なにを慎しむべきか、かれらの私欲のためにではなく、神、主イエス・キリストの望まれるもの、その霊を慰めるために、なにをなすべきかを。」⁽³⁾

騎士団の崩壊は時の必然であり、騎士団は十五世紀に顛落の一途をたどつた。その結果、一五二五年騎士団総監督 *Hochmeister Albrecht von Sachsen* は、直接支配下にあるプロイセンの騎士団国家 *Ordensstaat* を世俗化し、ためにカトリック主義による宗教国家は一変してルツター主義による世俗公領たるプロイセン領となつた。ドイツ騎士団はもとよりプロイセンの騎士団国家そのものではなく、プロイセンの隣地リヴァント領をはじめ、ドイツ国内その他全西欧に散

在する支配地、主要なものを挙げただけでも十二の所領 *Palleien* を支配する総合的な宗教団体であり、総監督はその全般を統轄する支配者なのである。その総括者が、直接支配下にあつて、騎士団全所領の三分の二を占めるプロイセン国家と共にドイツ騎士団から離別し、一時的ながらドイツの政治圏からも分離した。かくてプロイセンの騎士団国家が終末を告げると共に、騎士団そのものも存在の歴史的意義の多くを失つた。

本稿はその騎士団国家の十五・六世紀における終末に至る経過を、主として政治、外交の過程を中心にして考察しようとするものである。

註

(一) 「騎士団国家の起源(再論)」(史淵第八十六輯、一九六一年)

(1) ドイツ騎士団国家について、わたくしはこれまで次の三篇

の論文を公けにした。本稿を以てそれら一連の論文のむすびとしたい。

(二) 「プロイセンにおける騎士団国家の発端」(西洋史学第十六冊、一九五三年)

(三) 「転換期の騎士団国家―十四、五世紀の交の様相」(史淵第八十輯、一九五九年)

(2)

以下引用の場合は拙稿(一)(二)の略号を以て表示する。
Gustav Freytag: *Bilder aus der deutschen Vergangenheit, vollständige Ausgabe*, Verlag von Th. Knaur Nachf. Berlin, Bd. II, S. 599.

(3)

Paul Ostwald: *Das Werk des Deutschen Ritterordens in Preussen*, 1926, S. 90, Anhang Nr. 12, *Aus der älteren Hochmeisterchronik*.

(二)

一四一〇年騎士団国家は、抬頭した国民国家ポーランドと戦つて、タンネンベルクの歴史的会戦に敗北を喫し、翌年のトルン和約(第二)で領土 *Schamaiten* を失ひ、巨額の賠償金を課せられた。この会戦は騎士団国家が総力を投入した戦いであり、その会戦における惨めな敗北は、ただちに騎士団国家の没落を意味しないまでも、騎士団の歴史の重大な転機

であり、この時を以つて騎士団顛落の歴史はじまるといつてもよい。⁽¹⁾

タンネンベルク敗戦後、騎士団国家が直面した錯綜する諸問題のうちで、騎士団の死命を制するほどの重大な問題は、等族 Stände との対立⁽²⁾、とりわけ窮迫した財政の処理をめぐるものであつた。等族の抬頭はこの時代のドイツ諸地域一般に見られる傾向であるが、プロイセンも例外ではなく、タンネンベルク戦以前にもその傾向が著しくあらわれていた。すでに十四世紀末にプロイセン各地に地方貴族、都市貴族のあいだの地域的等族会議が生まれはじめていたが、騎士団国家は対ポーランド関係の緊張、財政危機の克服のために、これら地域的等族会議を承認し、租税負担と戦争奉仕に等族の協力を請わざるをえなかつた。そのころ騎士団は、西欧からの騎士加入の減退のための騎士戦士不足を補うため、また戦争規模の拡大に対応するため、ベーメンやドイツ各地、デンマルク等から移入の傭兵を多数使用した。十四世紀、Liauenfahrt（いわゆる北方十字軍）にベーメン王ヨハン、その子メーレン辺境伯カール（のちのドイツ皇帝カール四世）をはじめとする騎士群が全西欧から馳せ参じたのは返らぬ昔の夢で、いまは戦鬪力の大半を傭兵軍に托している。たとえばタンネンベルク戦における騎士団側の戦鬪参加者は一万一千乃至一万六千であろうが、⁽³⁾その約半数が傭兵と見られ、その数は国家規模に比し過大である。傭兵使用には貨幣支出を必要とし、これが騎士団国家の財政を大きく圧迫した。曾つて西欧で謳われた「騎士団の富強」の俚諺の第二部は「騎士団の窮迫」である。⁽⁴⁾

騎士団が等族に租税負担の協力を請うた例として、タンネンベルク戦以前のことであるが、ポンド税 Pfundzoll から租税 Landessteuer への切り換え措置がある。⁽⁵⁾プロイセンの六都市クルム、トルン、エルビング、ダンチヒ、ブラウンズベルク、ケーニヒスベルクはハンザ同盟に加盟しており、ハンザ同盟は一三六二年以降、同盟の共同計画、たとえばバルト海の海賊団 Valienbrüder 掃蕩の費用を賄うため、加盟諸都市に定期的な負担金を課した。ポンド税はその負担金である。騎士団国家はこのポンド税に国家統制を加えて、一三八九年と一三九五年に、プロイセン諸都市の負担すべきポンド税を

諸都市に還元するという名目で自らに収め、諸都市はハンザ同盟からポンド税の督促を受けるが、これに応じない。ところが一四〇三年には、諸都市の負担すべきポンド税のうち、三分の二を諸都市が、三分の一を騎士団が収得するという条件で、騎士団所得分を国の租税とし、一四〇九年には以上の比率を逆転させ、ポンド税の三分の二にあたる分を租税とすることについて、諸都市の承認を受けることができた。この新税による騎士団所得分の増加が総歳入の一割にあつたと見られるから、新税が騎士団の財政に如何に大きく寄与したかを察することができる。

タンネンベルク戦後、騎士団は悪化した財政をカバーするため、等族に依存する度合いをつよめ、都市においては資産 *Vermögenssteuer* 農村においては奉仕税 *Dienststeuer* 等の新税徴集を企てた。資産税はドイツ諸地域の中世都市において都市領主が徴集する租税体系としては珍らしくはないが、プロイセンでは市民の物的負担は従来すべて市民が用益した特権に対する反対給付を意味するものばかりで、資産税に類する一般的公課は始めての例であつた。果してこの新税に対して、ダンチヒを始め諸都市が異議を唱え、徴集は円滑に運ばなかつた。

タンネンベルク戦後の破局財政を処理するためあくまで等族の協力を請ねねばならない騎士団の総監督 *Heinrich von Plauen* は等族の反撥を宥和するため、一四一二年に「騎士団のことに共に処し、騎士団と国の改善を共に考える騎士団の信頼すべき顧問として、三十二人の農村貴族、十六人の都市貴族から成る等族顧問会議 *Landesrat* を組織し、わずかに前記の新税を等族に承認させることができた。しかし総監督ハインリヒ・フォン・プラウエン（一四一〇—一四一三年在職）のこの宥和政策は、騎士団内部の愚かな強硬派の不満を買い、フォン・プラウエンはその地位を追われ、等族会議そのものも中絶し、騎士団と等族をつなぐ架け橋は壊された。

騎士団の高姿勢に対抗するため、一四四〇年プロイセンの農村貴族五十三人と都市代表十七人がエルビングに集つて、プロイセン同盟 *Preussischer Bund* を組織した。同盟の目的は「加盟者が全体として、または個々の不正や暴力の脅威

をうけ、騎士団総監督がこれの救済に出ないときは、共同して正義をつらぬき、暴力を排除すること」となっているが、同盟の鋒先が騎士団に向けられていることは明らかで、騎士団対等族の対立は決定的な段階に入つた。⁽¹⁰⁾等族階層の領邦君主に対する反抗、蜂起はドイツ各領邦に共通に見られる現象であるが、プロイセンにおいて特殊なのは、貴族と都市が協同して起ちあがり、共同の組織をもつたことである。他の領邦、たとえばプロイセンに近い東独のブランデンブルク、ポーンメルン、ザクセン、オーストリアでも、貴族と都市はそれぞれ単独に起ちあがり、それゆえに領主は各個に対抗、克服することができたのである。

プロイセン同盟成立のあくる一四四一年に総監督に選ばれた *Korad von Erlichhausen*（一四四一—一四四九年在職）は再び宥和政策を採つて等族との緊張緩和につとめた。すなわちドイツ王国内の騎士団所領 *Balleien* の総括者であるドイツ監督 *Deutschnmeister*（本来騎士団総監督に従属すべき地位だが、しばしば総監督から離反、対抗した）と和解して騎士団内部の結束をかため、またプロイセン同盟に対しては、同盟内部にわたる農村貴族と都市貴族のあいだの利害対立を利用して、同盟の攻勢を一時的ながら沈黙させることができた。同盟内部の農村と都市の利害対立というのはこうである。すでに前世紀の後半からデンマルクはバルト海貿易についてハンザ同盟と対抗関係にあつたが、十五世紀に入つてデンマルク王エリツク（一四二一—一四三九年）はハンザ商人を厳しく圧迫して、オランダ、イギリス商人を露骨に好遇する態度にでた。（一四三三年のズント海峡通行税の措置等）リュベックその他のハンザ諸都市もこれに対抗してオランダ、イギリス商人をバルト海から閉めだすことにつとめ、ダンチヒ等のプロイセン諸都市もそれに同調した。しかしオランダ、イギリス商人を閉めだすことで穀物輸出の道をせまられる農村貴族はハンザの方針につよい不満をもつた。このことを指すのであつて、ともかくも老巧な総監督コンラート・フォン・エルリヒハウゼンは貴族、都市を離間して、等族との関係緊張を冷却させることができた。

コンラートの後を承けて騎士団総監督の地位を襲った Ludwig von Erlichhausen (一四五〇—一四六七年) は極めて好戦的な人物で、コンラートが危険視したこの人物を騎士団の兄弟たちが敢えて代表者にえらんだことは、騎士団内部が如何に硬化していたかを示すし、また総監督のこの交代は等族を刺戟することでもあつた。⁽¹²⁾ 加えるに、この時点において、教皇、皇帝がプロイセン問題について発言し、介入したことは、騎士団対プロイセン同盟の対立をいつそう助長し、ついに発火点にまで沸騰させることになった。

すなわち教皇ニコラウス五世はこのとき、一二三四年の「Kietz」の教皇回勅⁽¹³⁾の趣旨に則つてプロイセンに対する教皇庁の保護権を主張する回勅を出した。「同地の教会事情を調査し、教会の自由に反し、教皇と皇帝の秩序に違背する団体を予防し、反するものには譴責、聖務停止、破門に処す」と同回勅にあり、教皇使節のポルトガル司教 Ludwig von selves はプロイセンに来て、プロイセン同盟の存在を不当不正であると宣言した。⁽¹⁴⁾ 教皇の介入は皇帝の介入をも呼ぶ連鎖反応を及ぼしたが、そもそもドイツ騎士団と教皇、皇帝の関係はきわめてデリケートな関係であり、多くの論議を生む問題である。わたくしも曾つて騎士団草創期におけるその関係を論じたことがあるが、いまここで関係する部分の摘要を述べるならば、こうである。

ドイツ騎士団はプロイセンに入植して改宗、開拓の事業を始めるとき、ドイツ皇帝フリードリヒ二世から一二二六年にいわゆる Rimini 勅書(黄金勅書)をうけ、プロイセンにおける事業と土地領有の承認をうけている。それより前、ドイツ騎士団がハンガリアの Siebenbürgen に入植したとき、一二二四年教皇ホノリウス三世によつてその所領が聖ペテロの財産として聖別せられたが、騎士団がその後ハンガリー王の忌憚にふれてハンガリーを追放されたい、教皇庁はそれを阻止するための支えとならなかつた。この経験に鑑み、聡明なる騎士団総監督ヘルマン・フォン・ザルツアは皇帝フリードリヒ二世との親近関係を利用して、リミニ勅書をかちえて皇帝の權威に依頼したのである。このマニフェストにより伝

道団体としてのドイツ騎士団は世俗所領となつたのであるが、それより六年後の一二三四年に、教皇グレゴリウス九世もまた教皇回勅を発し、プロイセンのドイツ騎士団領を聖別して教皇庁の保護権の名目を取り、また Exemption 司教支配解除を許した。前述のリエティ回勅とはこれを指す。

ところでリエティ回勅から略々二世紀をへだてて出されたこのニコラウス五世の回勅の現実効果は、プロイセン同盟内部の結束をつよめ、また騎士団総監督の地位を動揺させるだけであつた。等族のなかの強硬派は都市貴族であるが、その代表者であるトルンの市長は教皇使節フオン・セルヴェスに真つ向うから反撥した。「教皇使節は己が国のポルトガルで異教徒、ユダヤ人その他邪魔なクリスト教徒を訪問すべきであつた。ポルトガルには多いだろうが、この国ではそうではない。この国には神の恵みによりかかる非クリスト教徒はいない」⁽¹⁵⁾

教皇の介入に反撥したプロイセン同盟は、皇帝によつて存在の確認を得ようと働きかけ、これに対抗して騎士団側もヴィーンの宮廷に使者をさし向け、プロイセン同盟、騎士団両者のあいだに皇帝の好意を得るための競争が行われた。十五世紀はドイツ各領邦における等族叛乱の時代であり、諸侯のあいだに反等族の空氣がつよく、その空氣が反映して、一四五三年下された帝室裁判所の判決は果して「プロイセンの騎士、貴族、都市の組織した団体は正しくない」とプロイセン同盟の存在を非合法とするものであつた。この判決が直接動機となつて、プロイセンは等族の蜂起で叛乱状態に陥り、叛乱軍の中心ダンチとはじめトルン、マリエンブルグ等の騎士団居城 Ordensburg は徹底的に破壊され、騎士団の各地区監督 Komtur は監禁された。⁽¹⁶⁾

プロイセン同盟はさらに進んでポーランドをこの問題に介入せしめようとし、等族の代表者はクラカウのポーランド国会に集つた領主、高級聖職者の前で訴えた。「プロイセンの都市と農村は永年さまざまの暴力と不正に圧迫されてきたので、都市と農村は十字軍士のかかる暴力と不正に堪え得ないことを議決した。しかしプロイセン領は古くから、また十字

軍の支配も、ポーランド王権の下にあるが故に、さらに十字軍士自身が国王——ポーランドの——を保護者と認めているが故に、ポーランド王権より公正な権力はない。それゆえプロイセンのすべての貴族、農村はポーランド王を真の主人として選び、またポーランド国王がこれらを支配下に入れ、保護の下に収めることを請う。」と。¹⁷⁾

ポーランド王カシミル四世はこの要請をうけ容れ、軍をプロイセン領内に入れ、解放軍として迎えられた。これが十三年戦争（一四五四—一四六七年）であり、この永年の戦禍でプロイセン国王は荒廃の極に達した。騎士団は皇帝に救援を申し入れたが拒まれ、孤立無援のうちに総監督は一四六六年ポーランド王とトルン和約（第二回）を結んだ。この和約は西プロイセンの土地をポーランドに譲ることを主内容とするが、条件の中に、騎士団総監督がポーランド王の Oberhoheit を承認して、誠実宣誓 *Huldigungseid* をなし、従軍の義務を負う、という項目がある。総監督がポーランド王の上級主権を承認することで、ドイツ帝国および皇帝とのあいだの紐帯を断つことになる。このことは重大である。

ここでドイツ騎士団の対ドイツ帝国および皇帝の関係を顧なければならぬ。前述のリミニ勅書（一二二六年）には「この土地は帝国支配の中に含まるべし」 *terra ipsa sub monarchia imperii est contenta* という文言があり、つづいて「その監督と後継者はその所領内で、帝国諸侯がもつものより以上に、司法と行政の権能を所有し、行使できる」 *magister et successores sui jurisdictionem et potestatem illam habeant et exeant in terris suis quam aliquis princeps imperii melius habere...* とある。¹⁸⁾ この文言がプロイセンを帝国と結びつけるための皇帝側の意思表示であることは自明であるが、それが皇帝による封与を意味すると見るべきか否かについては議論が分かれる。¹⁹⁾ その解釈は暫く措くとして、現実の問題として、十三、十四の両世紀には帝国皇帝と騎士団のあいだに何の具体的関係もなかった。皇帝は南方イタリアに興味をもちこそすれ、東北の辺境に興味を抱かなかつたし、十四世紀に *Johannes von Böhmen* や *Karl von Mähren* などが *Litauenfahrt* に参加したこと前述のとおりだが、それも帝国諸侯としてでなく、全西欧からの十字軍士としての意識

においてであつた。それが十五世紀に入つて、ハンガリー、ベーメンとの関連において皇帝の関心が東北に向けられるに至る。

ルクセンブルグ家の皇帝ジギスムント（一四一〇—一四三七年）はハンガリーとの関係をおしてプロイセンに興味をもつた。ジギスムントはもともとハンガリー王（一三八七—一四三七年）であり、ハンガリー王家出身の妃との結婚の故にその地位をえていたが、妃の死後ポーランド王 Wladislaw II がハンガリー王位に対する正当な請求理由をもつたことに對抗して、ハンガリー王位保全の目的からプロイセンの騎士団国家と接近する必要に迫られた。²¹ ためにジギスムントはタネンベルク戦争前に騎士団国家と対ポーランドの同盟関係を結んだが、現実には約に反して出兵しなかつた。その翌年帝位に就いたジギスムントは、教会分裂とフス派の異端処理を主題としたコンスタンツ宗教会議（一四一四—一四一八年）のさ中の一四一六年に、騎士団のドイツ監督に勅書を授けてドイツ騎士団の諸特権を確認し、その所領をドイツ皇帝の保護下に置く、すなわち封建的家臣とすることを宣言した。総監督をさし措いてドイツ監督と叙上の関係をとり結んだことは、ドイツ騎士団を弱化して帝国にひきつける意図の現われと理解できよう。²²

ジギスムント帝のあと、ハプスブルク家のアルブレヒト二世、ついでフリードリヒ三世の両皇帝の対プロイセンの態度は特に後者の場合は、家領政策の視点からみるそれであつた。十三年戦争のさい、フリードリヒ三世は騎士団からの幾たびかの求援に応ぜず、トルン和約（第二）についても、教皇と歩調を合わせて同和約否認（特に誠実宣誓について）の態度を表明するが、現実の救援の手を差しのべない。ハプスブルク皇帝としては、敢えて北方で火中の栗を拾う意図はないわけだ、それよりも重大な関心事は、東方の大難、対トルコ防衛であり、家領の保持と拡大、その意味での関心の焦点はベーメン、ハンガリアにある。他方、対トルコ防衛はポーランドにとつても重大関心事たらざるをえず、ポーランドの対プロイセンの積極的態度を削ぐ材料ともなる。

註

- (1) 拙稿(一)参照
- (2) プロイセンにおける等族—シュテンデの問題を扱った邦文文献に、山田作男「ドイツ騎士団末期の考察」(西洋史学第十九冊)がある。
- (3) リタウエン征行の中絶—十四世紀後半—は西欧騎士群来住にたいするプロイセンの吸引力を失わせ、また戦時的緊張の減退は騎士団内部のモラルの維持を困難ならしめた。
F. Nagel : Die Ostwanderung der Deutschen, 1918, S. 10—39. E. Weise : Das Widerstandsrecht im Ordensland Preussen und das mittelalterliche Europa, 1955, S. 50—51. 参照。
- (4) 騎士団側の騎士中心の動員能力は大きく推計しても五千乃至八千と見られる。P. Ostwald : a. a. O. S. 57. Marian Tumlser : Der Deutsche Orden, 1955, S. 493—494.
なお後者は現ドイツ騎士団関係者の推賞する網羅的な大著である。
- (5) 「Reich wie die Herren in Preussen」は西欧で富強を示すことばであったが、今や「Herren Ordens Not」云々のことばが流行している。
- (6) 拙稿(一)参照。
- (7) 資産税については拙稿「十五、六世紀におけるドイツ都市市民の階層分化について」(史淵六十四輯、昭和二十六年、所収)参照。
- (8) 反対の先頭に立つたのは新興のハンザ都市ダンチヒであった。Christian Krollmann : Politische Geschichte des Deutschen Ordens, S. 98.
- (9) C. Krollmann : a. a. O. S. 109.
- (10) プロイセン同盟は、Pommerellenと東部地域の都市が加入しないから、全プロイセンに亘る組織ではない。なおプロイセンの等族は聖職者、貴族、都市の三者から成ること西欧一般と同様であるが、聖職者はつねに騎士団に同調してプロイセン同盟の組織に加わらない。貴族は、ドイツ系、現地人 Pruzzi 系、スラブ系の三種に分れ、Ostwanderungの低調化と共にドイツ系貴族減少し、現地人系もまた激減し、スラブ系貴族が増加する傾向にあった。この点に關しては M. Tumlser の前掲書参照。
- (11) K. Nagel : Die Hanse, S. 145ff. 参照。
- (12) Ludwig von Erichhausen は前任者コンラートのイトコに当る。コンラートはルートヴィヒを後任にえらぶことを避けるよう遺言書をのこしたが、騎士団の兄弟たちはそれを無視して敢えてルートヴィヒを選んだ。
- (13) C. Krollmann, a. a. O. S. 142.
- (14) 拙稿(一)
- (15) P. Ostwald : a. a. O. S. 76.
- (16) ibid.
- (17) a. a. O. S. 77.

- (18) Walther Hubatsch : Quellen zur Geschichte des Deutschen Ordens, S. 46—51.

Abteilung 58, 1938, S. 206. 尚、拙稿(三)一一九ページ、註(1)参照。

- (19) 上述の箇所のあとに「すべての賦役、租税から解放され、負担なしに保有され、何人に対しても義務を負うことなし」という文言がある。この文言を E. Stengel は「教皇庁からの支配解除についての皇帝の意志表示と見る。

(20) シクスメントの対ドイツ騎士団関係については Ottokar Israel : Das Verhältnis des Hochmeisters des Deutschen Ordens zum Reich im 15 Jahrhundert, 1952, S. 15ff. に詳論がある。

Edmund Stengel : Hochmeister und Reich. Die Grundlagen der staatsrechtlichen Stellung des Deutschordenslandes, Zeitschrift der Savigny-Stiftung, Germanische

(21) 総監督は觀念的にはドイツ騎士団の主班であるが、十五世紀におけるドイツ、リヴァントの両監督との関係は、三角形のそれぞれの頂点のつとく見られた。

(三)

他方、十三年戦争のあいだ、国土の荒廢、財政の逼迫のため騎士団の蒙つた痛手は甚大で、騎士団が戦後その痛手から恢復することは容易ではない。⁽¹⁾既述のように、このころの騎士団は戦鬪力の多くを傭兵軍に托しており、傭兵給養のために貨幣支出を必要とするが、その貨幣調達が大きな仕事である。そのため騎士団は所領 Neumark を Brandenburg 選帝侯に売却し（一四五五年）、また給与未払のための担保物件として傭兵軍にケーニヒスベルクその他二十二の所領を引渡し、傭兵軍はこれを現金と引き換えにポーランド王に譲渡する（一四五七年）という状況である。曾つての広大な騎士団所領、殊に海外所領は総監督の財政処理の具と化した餽があり、総監督はその支配する regalien の多くを売却、入買し、その手に残るのは琥珀専売権だけであつた。第二トルン和約の予備会談である Kulm の会議に臨んだ総監督一行はケーニヒスベルクへの帰途の旅費もなく、傭兵解散のための費用を含めてポーランド側から一万五千フロリンを給されたが、総監督は実際にはその一部分しか傭兵に支払わなかつた。⁽²⁾以つて騎士団の窮況を察することができであろう。

ところが戦後の騎士団国家にとつて特徴的だつたことは、歴代の総監督が一貫して、第二トルン和約で義務づけられたポーランド王に対する誠実宣誓を否認し、その履行を拒みつけたことであり、ポーランド側としても、対トルコ防衛、さらにはモスコウ侯国軍の進出に備えるに専らで、騎士団国家にそれを迫る余裕がなかつた。

一四九八年騎士団総監督として Herzog Friedrich von Sachsen (一四九八—一五一〇年) が選ばれた。⁽³⁾ このことは騎士団国家にとつて、新時代の到来を意味する。新監督フリードリヒ公はザクセン公家の出身、父アルブレヒト豪胆 der Behertze 及び Wetiner 公家のアルブレヒト系の創始者、多年ハプスブルク家のための軍役に従い、帝室に大きな影響力をもつ人であり、兄ゲオルク公はポーランド王ヨハン・アルブレヒトの妹と婚し、ポーランドと親近関係にあつた。騎士団総監督にはこれまでも諸侯家出身者がないうけではなかつた。Landgraf Konrad von Thüringen (一二三九—一二四〇年)、Herzog Luder von Braunschweig (一二三二—一二三五年) がその例であるが、両者とも早くから騎士団に加入し、諸侯家出身の身分は両者の昇進を促進したが、総監督の地位の本質的な基礎ではなかつた。しかるにフリードリヒの場合は諸侯家出身の理由でえらばれ、総監督となるために騎士団に加入したのであつて、明らかにドイツ領邦諸侯の勢力を騎士団に導入するための措置であつた。⁽⁴⁾ ドイツ帝国内では、十五世紀中葉の等族抬頭の危機がすぎて、領邦内での諸侯家の權威が確立し、また外交上でも諸侯家の影響力が加わつてゐる。家領政策に立てこもるハプスブルク皇帝の現実の援助が期待できないとすれば、騎士団が領邦諸侯家の勢力を利用しようとすることは自然の結果であり、事実、フリードリヒの兄ザクセン公ゲオルクはフリードリヒの地位を保証し、つねにフリードリヒの行動をバックアップしたのである。⁽⁴⁾

フリードリヒは総監督就任と共に、Herren 階層のザクセン人顧問を多数伴つてプロイセンに入り、宮廷官房をザクセン風に改めた。たとえばザクセン風の上級宮廷裁判所の設立等がそれであり、等族との交渉も自らせず宮廷顧問のような中間者をおすことで自らの權威を保つ、要するにドイツ風領邦国家制への転換が進められた。宮廷官房がザクセン人で

満されたことは、ドイツ領邦君主が対等族政策のためとめて外国人官僚を採用した *Fremdherrschaft* に当るといえる。⁽⁵⁾

ところでゲッティンゲン大学の「東独研究」誌 *Ostdeutsche Beiträge* の指導者 Kurt Forstreuter 氏は近著「*Vom Ordensstaat zum Fürstentum*」⁽⁶⁾ においてフリードリヒと次代の総監督 Albrecht von Brandenburg の両者の人物、性行についての精細な研究を公けにしているが、同氏によれば、フリードリヒ自身もイタリアのボロニア、シエナにながく学んで人文主義の洗礼をうけた教養人であるが、⁽⁷⁾ かれのプロイセン入国によつて、人文主義の教養ある人物が騎士団の行政、外交を指導することになり、人文主義の心情が騎士団の中世的サークルをつらぬくことになったことは著しいことであるといふ。⁽⁸⁾ このことは今後の騎士団動向に大きい影響をもつであらう。Forstreuter 氏によれば、フリードリヒは病身で、健康への配慮につねに煩わされていた「疲れた」人物であつた。⁽⁹⁾ そのため、かれ個人の政策、行動は消極にすぎたが、ただ一つつらぬいたのは、ポーランド王への誠実宣誓の拒否であつた。

ポーランド王ヨハン・アルブレヒトは迫り来る「トルコ人の危機」*Türkengefahr* を前にして、出征義務のための準備と誠実宣誓の履行を再参要求したが、フリードリヒはさきの Moldau 出征（一四九六年先任の総監督 Johann Tiefen がポーランド王の請求に応じて行つた対 *Tataren* 征行）における勢力損耗と、フライブルクおよびアウグスブルクの帝国議會でポーランド王への誠実宣誓の実行を禁止されたことを理由にポーランド王の要求を拒んだ。フリードリヒはこの場合ドイツ帝国諸侯の身分を隠れ蓑にしたわけである。しかしポーランドにとつて対トルコ防戦は焦眉の急であり、同国王は皇帝マクシミリアン一世に教援を求めると共に、ドイツ騎士団の条約不履行を訴えたが、同帝は第二トルン和約不承認の態度を崩さず、「総監督は帝国諸侯の一人としてかかる宣誓を行うことは相応しくない。余、神聖帝国ならびにドイツ国民にとつても、かかる宣誓を行うことは堪えがたい。それゆえ輝かしい騎士団を再び名誉ある基礎に立ちかえらしめ、神聖帝国とど

イツ国民の下にあらしめよ。かく余は誠実こめて貴下に願う。貴下は総監督に追求、強要することなかれ。」と答えて、請求をつき放した。⁽¹⁰⁾

病身のフリードリヒは一五〇七年ザクセンの故山に帰臥して再びプロイセンに帰ることなく、一五一〇年死去した。⁽¹¹⁾フリードリヒの後任は、その死の前から準備され、フリードリヒの側近とフリードリヒの兄ザクセン公ゲオルクのあいだで合意に達し、隣邦ブランデンブルク辺境伯のフリードリヒの子 Albrecht von Brandenburg—Kulmbach が迎えられた。Hohenzollern 家のこのアルブレヒトは前任者フリードリヒと同様、スラヴの血が混じり、ポーランド王ジギスメントのイトコに当る（母ゾフィーはポーランド王家の出身）ところを見ても、両者の人選が対ポーランド関係を顧慮しての結果であることが知られる。前述の K. Forstreuter 氏の研究によると、前任者フリードリヒが教養人である反面、対ポーランド外交において消極主義を採り、第二トルン条約そのものを否認せず、したがって西プロイセンの恢復を顧慮せず、わずかにポーランドとの従属関係だけを拒んで、ポーランドの鋭鋒をかわすことに専らであつたが、新総監督アルブレヒトは皇帝に従つてイタリアに出征した経歴ある戦士型で、思慮周密ではないが、積極主義で、猪突にすぎてカタスタローフをも辞しない人であつたといふ。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

ところでアルブレヒトの総監督時代に、アルブレヒトの背後にあつて騎士団外交を指導した、或いは大きく影響した人物に Dietrich von Schönberg がある。古典的名著「プロイセン史」の著者 G. Voigt はこのフォン・シェンベルクの役割をさまで認めないが、K. Forstreuter 氏はフォン・シェンベルクの存在の意義を高く評価し、前記の近著はその大半がフォン・シェンベルクの研究にあてられているほどである。フォン・シェンベルクは騎士団の外交に大きい影響力をもちながら、終始騎士団に入団せず、組織の外にとどまるという奇異な立場をとつた。かれは永くイタリアに学んだ個人的な人文主義者で、K. Forstreuter 氏によると、「かれにおいてルネサンス人の世界的タイプが明瞭にあらわれており、

（これまで過小評価されてきたが）恐らくかれこそヘルマン・フォン・ザルツア以来、ドイツ騎士団の最もユニヴァーサルな政治家であつた」とまでいい、アルブレヒトの「決定的な忠言者」*allmächtige Ratgeber* であつたと断言する。^[2] K. Forstreuter 氏の評価は稍過当と思われるが、フォン・シェンベルクが組織の外の人として、騎士団の兄弟たちと遊離しながら、したがつてまた兄弟たちの反撥をうけながら、総監督アルブレヒトの対帝国、皇帝、ポーランド王の積極態度を推進した役割は否めないであろう。

アルブレヒトの対ポーランド外交は、総監督就任後の数年は、フリードリヒのそのの踏襲、つまり帝国のバックアップに期待する、マクシミリアン一世帝がくりかえし総監督の対ポーランド王誠実宣誓の義務を否定した態度に期待して、ポーランドを激せず、消極的に従属義務を否認する態度をとつた。

しかるに皇帝マクシミリアン一世の態度が突如として急変した。一五一五年同帝は、ポーランド王ジギスムント、およびジギスムントの弟ベーメン兼ハンガリー王ヴラディスラヴと、ヴィーンにおいて、ヴラディスラヴの男子と女子 Ludwig および Anna と、帝の孫 Maria および Fernand（のちの一世帝）との二重婚姻 *Doppelheirat* をとり決め、同時に皇帝とポーランド王のあいだに「今後、ドイツ騎士団とポーランドのあいだの一四六六年の和約（上述第二トルン和約を指す）は有効たるべく、皇帝じしんも総監督がポーランド王に対する義務に違背することを援助しない」旨を約するヴィーン条約が結ばれた。^[3]

上記の二重婚姻はハプスブルク家のベーメン、ハンガリー両王国への今後の相統権要求の根拠となるもので、ハプスブルクの家領政策のみごとな成果であるが、他方ヴィーン条約は騎士団総監督の対ポーランド従属を承認したことになり、帝国と騎士団との関係持続を目的とする帝国従来態度を翻えしたことになる。東欧の国際環境からみれば、ハプスブルク家とポーランド王家のヤゲロー家の結合はいずれの利益にも合致するであろう。ハプスブルク家にとつて、ベーメン、

ハンガリーは家権力拡大の近接の目標であり、対トルコ防衛の前衛基地であつた。また北部は騎士団、東部はモスコイ侯国、南部はトルコの脅威にさらされていたポーランドのヤゲロー家にとつては、ベーメン、ハンガリーを断念する犠牲の代償に南部の脅威を免れ、ジギスムントの計算がそのまま実現するとすれば、北部でも平和をもちえることができる。ただドイツ騎士団にとつては、事態の急変は重大であつた。

ここで総監督アルブレヒトは積極主義に転じ、リヴァンド、ドイツの両監督、帝国内の血縁の諸領邦から軍資金をつとり、またデンマーク、ドイツ内部からの傭兵軍の参加をえて、一五一九年、モスコイ侯国軍、タタール軍からの攻撃防戦に忙殺されるポーランドに向つて騎士団側から攻撃を仕かけた。⁽¹⁶⁾この積極策への転向を推進したのは、前述のフォン・シエンベルクであつた。しかし騎士団側の準備不足は蔽えず、元来戦争に積極的でなかつた騎士団の兄弟たちが戦意を失つたこともあつて攻撃成功せず、新皇帝カール五世の調停成功して、一五二一年に四年の休戦を約する休戦条約が成立した。

註

征行に出たが、出陣前にフリードリヒ公を招請することを決めた。

- (1) 十三年戦争のおわつた一四六七年、リュベックの一人人がプロイセンを旅行した。その旅行記の一節——「道中でおびただしい焼け落ちた村を見た。十マイルのあいだ一人の人間、一匹の犬、猫も見かけず、一片のパン、一ビンのビールも買えなかつた。荒れはてた地方を行くと、教会、修道院も、百姓小舎も、一つとして破壊されないものはな50」P. Ostwald a. a. O. S. 77.
- (4) 騎士団側としては、フリードリヒに対する異例の受入れ体制を整えた。すなわち新総監督の宮廷維持のために前総監督の Amtsbezirk の他に新官職領 Konturei が準備され、これによつて二万フロリンの収入が期待できるが、その他公けの費用を弁ずるために今一つの Konturei が供された。C. Krollmann: a. a. O. S. 176.

- (2) C. Krollmann, a. a. O. S. 158.
- (5) Heinrich Mitteis: Deutsche Rechtsgeschichte, 1954. S. 139—140. 参照。

- (3) 総監督 Johann von Tiesen は一四九七年、ポーランドの督促により Heeresdienst に応じ、対タタールのモルダウ
- (6) Kurt Forstreuter: Vom Ordensstaat zum Fürstentum, Geistige und politische Wandlungen im Deutschordens-

- staate Preussen unter den Hochmeister Friedrich und Albrecht (1498—1525), Holzer Verlag.
- (7) フリードリヒは人文主義者 Paul Watt の深い感化を受けた。Watt はフリードリヒの師匠、政治的忠言者であり、フリードリヒと共にプロイセンに赴き、一四九九年 Kanzler 一五〇三年 Bischof von Samland となり、フリードリヒと形影相伴つた。K. Forstreuter : a. O. S. 13.
- (8) 騎士団にはローマ教皇庁への代表者 Ordensprokurator が居り、ローマに Ordenshaus があつた。これが西欧との一つの文化的接触点ともなつた。人文主義者 Laurentius Blumenaу, Jodokus Hogenstein はルネサンス人として知られる人だが、騎士団総監督に官廷裁判官として供えた。その他多くのプロイセン学生が西欧に学んでいる。有名なポプリニクスはプロイセンのトルンの出生で、プロイセンの人文主義的空氣の中で育つた。K. Forstreuter : a. O. S. 8. 参照。
- (9) K. Forstreuter : a. O. S. 13.
- (10) Albert Werninghoff : Der Hochmeister des Deutschen Ordens und das Reich bis zum Jahre 1525, Historische Zeitschrift Bd. 110, 1913, S. 509.
- (11) フリードリヒがかれに委託されたプロイセンを如何なる理由で永久に立ち去つたか不明である。かれは Magdeburg の聖職者に任命されており、居住義務を課せられていたことも一理由であろうが、かれは現実にマグデブルクに居住していない。
- (12) K. Forstreuter : a. O. S. 15.
- (13) アルブレヒト選任の際ポーランド王ジギスムントを騎士団総監督に推す「幻想的プラン」が一部に出た。かくすれば元よりポーランドとの摩擦は避けられるであろうが、ジギスムントが結婚しようとしていたことが、聖職者たる総監督に不適格であり、実現を不可能にした。C. Krollmann : a. O. S. 186.
- (14) K. Forstreuter : a. O. S. 60.
- (15) ibid.
- (16) C. Krollmann : a. O. S. 189. 尚、一五一九年の戦闘には「ドイツの最後の騎士といえるフランツ・フォン・ジッキンゲンが傭兵の一群をえて、子息のハンスと共に騎士団救援に送つた」Heinrich von Treitschke : Das Ordensland Preussen, Insel Bucherei nr. 182, S. 82.

(四)

ポーランドに向つての猪突的開戦、一五一九年の休戦は落日の運命にある騎士団国家に大きな重荷を負わせた。傭兵軍

の解散、それに要する莫大な資金調達、加えるに等族はフォン・シェンベルクの戦争責任を指適して戦後の新税賦課を拒んでいる。騎士団はこの窮況を処理するために、再び帝国に頼る他はない。幸い一五一九年帝位に即位した新皇帝カール五世は騎士団国家に関心を示し、一五二〇年のポーランド王への書簡でつぎのように述べている。「プロイセンの監督は神聖ローマ帝国の貴重な一部分であり、騎士団はドイツ国民の貴族の避難所であるがゆえに、それを余の統治からはずし、弱めることは、余の名前、権力に照らして相応しくない。帝国諸侯はそれゆえかれに援助、救済を与えることを、熱誠こめて余に懇請した。……余は騎士団とその監督を保護する他はない。……」⁽¹⁾

一五二二年総監督アルブレヒトは窮乏のうちにようやく旅費を調達しえて、帝国に向つて旅立ち、同年および翌年のニエルンベルクの帝国議会に出席した。その目的は、ドイツ諸侯の援助に頼つて、対ポーランド問題についての仲裁々判を促進し、有利な結果をかちえるためであつた。この企図は、ポーランド側のドイツ帝国議会への働きかけによつて実現しなかつたが、アルブレヒトのニエルンベルク滞在中、はからずも現状打開の道がひらかれた。すなわちマルチン・ルッターとの接触による転回である。ところでこの時点において、アルブレヒトはルッターの運動にどのような関心をもつたのであろうか。一五二〇年公けにされたルッターの「ドイツ国民のクリスト教貴族に与う」は恐らくアルブレヒトの眼にふれたものと推定されるが、アルブレヒトがルッターの教説に特別の関心をもつたと推定する材料はない。恐らく武人政治家としてのアルブレヒトには、ルッターの運動を政治的に観察する以外の眼はなかつたのではないか。問題はむしろアルブレヒトの指導者フォン・シェンベルクの態度である。アルブレヒトのドイツ旅行中、一五二一年秋、Lochstedtで秘かにアルブレヒトに会つたフォン・シェンベルクが与えた指示書 *Instruktion* に「ドクトル・ルッターによる *Liber* の改訂」という文言がある。この場合 *Liber* は騎士団規程書を意味するが、規程書の実際的な改訂の一つの可能性を示した言葉であらう。しかし政治家としてのフォン・シェンベルクは「追放され、破門された修道僧」ルッターに接触すること

が政治的に何をもたらずかを弁えていたのであろう。一五二二年秋、ヴィッテンベルクを訪れたフォン・シェンベルクはルッターと会つていない。⁽³⁾

後年、フォン・シェンベルクの弟 Nikolaus von Schönberg はロープで騎士団のドイツ監督に送つた書簡で、「兄ディートリヒは一五二五年のプロイセンの変革に責任がある」と述べている。⁽⁴⁾しかし現在のこの材料は、フォン・シェンベルクがルッターの運動の反対側に廻つたことを示すものが多い。一五二二年のウォルムスの帝国議会にフォン・シェンベルクも臨んだが、それは反改革派の Kurfürst Joachim von Brandenburg の随員としてであり、ウォルムスから第二コラウスに宛て送つた書簡で、「ローマへの橋を打ち破ることを欲しない」と述べ、さらに一五二三年六月二十五日附のニコラウスへの書簡では「ルッターのことを打ち消すことに努力した」、さらに「かくしてルッターとそのセクトを抹殺できる」とまで揚言している。⁽⁵⁾ことに一五二五年の変革の決定的な時点で、フォン・シェンベルクは前年秋から仏、伊への旅にあり、アルブレヒトとも接触していない。以上のことから、上述の弟ディートリヒの書簡にいう、「一五二五年の変革についての責任」云々の文書は、フォン・シェンベルクがアルブレヒトと共に多年努力した世俗領の完成そのものを意味し、ルッター派への転向を含まない、と解する他はない。後述するアルブレヒトのルッターへの接触は、アルブレヒト独自の判断で、政治的な観点から行われたものと見るべきであらう。⁽⁶⁾

ところでプロイセンでは、一五二二—一五二五年の時点で、ルッターの運動はどのような反響を得ていたか。K. Foerster 氏のいうように、プロイセンはすでに文化的に辺境ではなく、人文主義がかなり行き亘つて、西欧文化世界に直結していたとすれば、ルッターの影響が及ぶる環境にあつた。⁽⁷⁾正しくその頃、教皇クレメンス七世の露骨なネポティズム（甥主義）の司教人事がつて、プロイセンの聖職者を動揺させた。プロイセンの Pomesanien の司教 Achilles de Crassis の死後、総監督アルブレヒトが自らの権限により、Dr. Erhard von Queiss を新司教に任命したのに対し、クレメンス

七世は血縁者の *Kardinal de Rudolfs* を司教に任命して、アルブレヒトと対立した。前司教 *de Crassis* がすでにネポテイズムの産物で、かれはポメサニエン司教在任中、一度もプロイセンに赴かなかつた人であるが、重ねて *de Rudolfs* のネポテイズムの司教人事があつたのである。このことがプロイセンの聖職者をルッター派に傾斜させた。⁽⁸⁾

アルブレヒトの帝国旅行中、*Regent* 代治者としてプロイセンの後事を托された *Bischof Georg von Polenz* は直ちにルッター派に転向し、後述のルッターの「ドイツ騎士団に与う」が発表された直後の一五二三年のクリスマスの祝日に、ケーニヒスベルクの教会でプロイセンでは最初のルッター主義説教を行つてゐる。また等族のなかには、赤字財政処理のための高税を免れるために、新税徴集の代りに、教会、修道院への貢租を以つてすべきことを主張するものが現われた。⁽⁹⁾

他方、帝国旅行中のアルブレヒトは、ニュルンベルクの宗教改革者 *Andreas Osiander* および *Lazarus Spengler* のつよい懇慫によつて、一五二三年秋ウィッテンベルクに赴き、ルッターと会見した。その席にメランヒトンも同席し、ルッターはアルブレヒトに「愚かな騎士団規程をすて、妻を娶つて世俗君主としてプロイセンを統治すべき」ことを切言した⁽¹⁰⁾ものと思われる。その直後、恐らく同年十一月—十二月の交に、ルッターの「ドイツ騎士団に与う、偽りの純潔を捨てよ」が公けにされた。この文書は、恐らくルッターがアルブレヒトとの会見の席上で話したろうことを述べたもので、かなり長文のものであるが、単に聖職者の結婚の宗教的意義を、聖書にもとずいて懇切に説いているだけで、政治的なこと、アルブレヒト個人に亘ることは言及していない。アルブレヒトはルッターの推せんした新教派の説教師 *Amandus* および *Riesmann* をプロイセンに送り、両者はケーニヒスベルクでの説教で市民を湧かした。

上述の一五二一年の対ポーランドの休戦は四年の期限で、プロイセン内部でもその満期以前に、対ポーランド関係を調整する手段をのぞむ世論が高まり、一五二四年のプロイセンの *Landtag* で等族、聖職者が一致して、ポーランドとの最後の協定を成立させるための手段として、総監督は騎士団から脱退し、その上でポーランド王からプロイセンをレーンと

してうけとるべきであるとの手続きをとり決め、その趣旨がルッター派の司教 Erhard von Queiss をとおして Ansbach 滞在中のアルブレヒトに伝えられた。⁽¹²⁾したがつてこの方向による解決はプロイセンでは障害はなく、問題はポーランドがこれにどのような反応を示すかである。

アルブレヒトは兄 Markgraf Georg von Brandenburg と共にハンガリー王を訪ねて仲介を懇請し、ハンガリー王、ブランドンブルク辺境伯はポーランド代表と折衝の上、解決策が出来あがり、アルブレヒト自身が一五二五年八月、休戦の満期直前にクラカウに赴いて、クラカウ条約が結ばれた。これにより永年問題となつた誠実宣誓のことは、アルブレヒトが世俗領主として、教皇庁に拘束されずに、ポーランド王に誠実宣誓を行うことで落着し、司教領 Ermland をカトリック地区としてポーランドに引渡し、その代償としてプロイセン公国が年金四千フロリンを受けとることになつた。この条約は第二トルン条約とは異つて、直ちに実行に移され、アルブレヒトはポーランド王から家臣 Vassal として封与をうけた。アルブレヒトはその翌年デンマーク王女と結婚した。⁽¹³⁾

註

- (1) A. Werninghoff : a. a. O. S. 510.
- (2) Works of Martin Luther, with Introduction and Notes, The Philadelphia Edition, Vol. 3, p. 405, Introduction

参照。

- (3) K. Forstreuter : a. a. O. S. 76.
- (4) *ibid.*
- (5) *ibid.*
- (6) K. Forstreuter は「フォン・シェンベルクはルッター

において、つよい個性と政治能力をみとめた。ルッターに

- 即くことは、フォン・シェンベルクが多くの友人をもつローマへの架け橋の破壊を意味した。美しい外形を欲するこれらの全人格によれば、古教会が気に入つたにちがいない。かれは宗教的革新の深所を究めなかつた。」a. a. O. S. 76.
- (7) (註(8) 参照。
- (8) C. Krollmann : a. a. O. S. 201.
- (9) *ibid.*
- (10) アルブレヒトがルッターと会見したのは一五二四年十一月二十四日である。ルッターの「ドイツ騎士団に与う」は日

附はないが、その直後に草されたものと見られるから、そ

- の起草は十一月―十二月の交と推定される。したがってこの文書を同年二、三月の頃のものとする推定は根拠がな
 5. Work of Martin Luther, The Philadelphia Edition,
 Vol. 3 p. 405, Introduction 参照。
 (11) Martin Luther, *Ausgewählte Werke*, Bd. V, C. Kaiser
 Verlag München, 1952, S. 65—79.
 (12) C. Krollmann: a. a. O. S. 202—203.
 (13) *ibid.*

(五)

以上のような経過を辿つて、ドイツ騎士団国家は、ヘルマン・フォン・ザルツァの手でプロイセンに進出し、ヘルマン・フォン・バルク等の騎士達が改宗、開拓の業を開始して以来の三百年の歴史に終止符を打ち、宗教国家は世俗公領に転換した。しかし一五二五年の変革は、ドイツの各地域に現われたような、宗教所領がプロテスタントの手に落ちた例とそのまま同じではない。宗教領がプロテスタントの手に移つた場合、政治制度はそのまま守られ、司教は司教、修道院長は修道院長であり、教会建造物はそのまま維持された。たとえばドイツ騎士団の組織のなかの例をとつても、ユトレヒトの地区組織 *Ballei* は十七世紀のはじめ純潔の誓願を一擲して、騎士団総監督に断絶を通告したが、ユトレヒトの *Ballei* の制度そのものは維持された。⁽¹⁾

だがプロイセンの場合はちがつていた。ここでは騎士団総監督はもはや総監督ではなく、世俗の公となり、かれがこれまで支配してきた騎士団国家はプロイセンから姿を消し、領土全体が宗教制度だけでなく、政治制度をかえたのである。すでに見たように、十五世紀の、すなわち一四一〇年のタンネンベルク会戦以後、ことには一四六七年の第二トルンと約以後のドイツ騎士団国家の政治外交のほとんど全エネルギーが「南方の壁」ポーランドに向かつて費されたといつてよい。ヤゲロー家の支配する国民国家ポーランドの出現こそ、十五世紀の騎士団国家生存のための最大の脅威であり、騎士団側として、歴代の総監督は硬軟の態度の差こそあれ、つねに対ポーランド関係処理に悩まされた。ポーランドのこの

優越に対して、騎士団国家が自己を主張するためには、皇帝、教皇の後援頼みがたしとするならば、帝国とのつながりを保つために、ドイツ諸侯の有力メンバーを頂いて領邦化の道を歩むことは、必然の道といつてよかつた。騎士団国家は一四九八年ザクセン公家のフリードリヒを総監督に頂いてその道を踏みだし、フリードリヒ、アルブレヒト二代の二十七年の在職によつて領邦化の路線を歩んで、最後にマルチン・ルッターの運動と結びつくことによつて、世俗公領化を完成した。

プロイセンの領邦への移行は、ルッターが教会改革の意見書を投げかける前に進行中であつて、したがつて宗教改革の結果ではない。しかし宗教改革なしには、一五二五年の急激な転回は成らなかつたであらう。宗教改革のこの場合の意義は、プロイセンの領邦化を促したのではなく、その完成への機会を提供したところにある。

他方、注意すべきことは、プロイセンの騎士団国家は消滅したが、ドイツ騎士団そのものは亡んだのではないことである。皇帝カール五世は一五三〇年ドイツ監督を騎士団総監督に任命し、帝国諸侯に列して帝国議會での議決権を与えて、ドイツ騎士団の組織そのものは存続した。しかし騎士団全所領の三分の二を占めるプロイセンが脱落し、その他の *Balleien* も領邦君主に収奪される運命にあり、一五二五年の変革以後は単に形骸をのこすだけで、ドイツ騎士団の歴史的意義のはとんど全ては失われたといつてよいであらう。

註

(1) K. Forstreuter : a. a. O. S. 6.

Auflösung des Deutschen Ordens in Preussen

von Rikuro IMAKI

In meinen drei vorigen Aufsätzen behandelte ich den Ursprung und Aufschwung des Deutschen Ordens in Preussen. Hier will ich die Auflösung des Deutschen Ordens betrachten. Die Hauptfrage meiner Forschung ist die Wardlung des Ordensstaates in 1525, d.h. die Gründung eines weltlichen Herzogtums von dem Hochmeister Albrecht von Brandenburg im Zusammenhang mit Martin Luther.